

○阿波市建設工事請負業者選定要綱

平成17年4月1日

告示第12号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 業者の格付基準(第3条—第5条)

第3章 適格業者の選定(第6条・第7条)

第4章 建設工事審査委員会(第8条—第13条)

第5章 補則(第14条・第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿波市が発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、請負業者(以下「業者」という。)を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について、特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、業者を選定することができる。ただし、この場合において、第8条以下各条の規定を準用する。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成17年阿波市告示第13号。以下「参加資格要綱」という。)第5条の規定により、等級別に格付された者とする。

第2章 業者の格付基準

(格付)

第3条 業者の格付は、参加資格要綱第5条の規定により、別表に掲げるとおり区分する。

(等級別格付の有効期間)

第4条 参加資格要綱第5条の規定による等級別の格付の有効期間は、当該決定のあった日から起算して、翌年の等級格付の決定の前日までとする。

(等級別発注金額)

第5条 建設工事の等級別上限発注金額は、別表のとおりとし、等級別発注金額については、別に定めるものとする。

第3章 適格業者の選定

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の等級別発注金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから選定するものとする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、適格業者を選定することができる。

#### 第4章 建設工事審査委員会

(委員会の設置)

第8条 建設工事における業者の選定を公正かつ適切にするとともに、適正な契約の履行を確保するため、建設工事審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、業者の工事経歴、工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

(組織)

第9条 委員会は、次の職にある委員及び臨時委員をもって組織する。

(1) 少額な工事の場合

当該建設工事を所掌する部長及び課長並びに契約管財課長

(2) 前号以外の工事の場合

副市長、政策監、企画総務部長、企画総務部危機管理局长、市民部長、産業経済部長、建設部長、健康福祉部長、教育部長、水道部長、契約管財課長、当該建設工事を所掌する課長及び入札検査官

2 前項第1号の少額な工事の範囲については、別に定める。

(委員長)

第10条 委員長は、副市長、政策監又は当該建設工事に関する事務を所掌する部長をもって充てる。

2 委員長は、会議を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

4 委員長は、臨時に必要と認めるときは、関係職員のうちから臨時委員を指名することができる。

(会議)

第11条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、委員長の指定する課において処理する。

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 第5章 補則

(職務上の秘密保持)

第14条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

(事務手続等)

第15条 建設工事における事務手続(第13条を除く。)様式は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の吉野町建設工事請負業者選定要綱(昭和57年吉野町要綱)、土成町建設工事指名選定要綱(平成15年土成町要綱)、市場町工事請負業者選定要綱(平成13年市場町要綱第5号)又は阿波町建設工事請負業者選定要綱(昭和56年阿波町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月26日告示第114号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年10月1日告示第132号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成18年3月31日告示第33号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第21号)抄

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日告示第22号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第35号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月15日告示第61号)

この要綱は、平成19年8月15日から施行する。

附 則(平成19年9月7日告示第67号)

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第65号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第25号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第27号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日告示第118号)

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第24号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月15日告示第56号)

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第32号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第31号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第67号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月31日告示第72号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和元年5月29日告示第8号)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第49号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

建設工事の種類	等級	標準上限金額
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事	特A	……………
	A	1億円未満
	B	4,000万円未満
	C	2,000万円未満
	D	500万円未満
水道施設工事	B級以上	……………
	C	2,000万円未満
	D	1,000万円未満
建築一式工事	特A	……………
	A	2億円未満
	B	8,000万円未満
	C	4,000万円未満
電気工事	A	……………
	B	4,000万円未満
	C	2,000万円未満
管工事	A	……………
	B	3,000万円未満
	C	1,500万円未満
鋼構造物工事	A	……………
	B	3,000万円未満
	C	1,500万円未満
舗装工事	A	……………
	B	2,000万円未満
	C	1,000万円未満
	D	200万円未満
しゅんせつ工事	A	……………
	B	3,000万円未満
	C	1,500万円未満
塗装工事	A	……………
	B	……………
	C	500万円未満
防水工事	A	……………
	B	……………
	C	1,000万円未満
機械器具設置工事	A	……………
	B	700万円未満
	C	300万円未満
造園工事	A	……………
	B	……………
	C	1,000万円未満
解体工事	A	……………
	B	4,000万円未満
	C	1,500万円未満
その他	※	